

岐阜市立岩小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定
平成 30 年 4 月改定
平成 31 年 3 月改定
令和元年 7 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 4 年 4 月改定
令和 5 年 4 月改定
令和 6 年 4 月改定
令和 7 年 4 月改定

はじめに

ここに定める「岩小学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第 13 条、令和元年、本市の中学校 3 年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和 2 年 9 月 28 日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針です。

本校の取組：いじめを見逃さない日の呼びかけ、アンケート、全校でのよいこと見つけ「ぽかぽか言葉」活動、各学級でのよいこと見つけ活動、ICTを活用した児童の健康サポート「ここタン」、いじめ防止強化週間の取組、児童会による各学級の「いじめ0宣言」活動、いじめ防止SOSの出し方研修、岩っこひびきあい集会の活動、情報モラル講座

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要です。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もあります。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要です。

(3) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間**とは、**少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないとみとめること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じて、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する**。

(4) 基本的な考え方

児童は個々の個性を発揮しながら、仲間との関わりの中で成長していきます。そうした中で優越感を感じたり、劣等感をもったりすることは自然なことです。優越感や劣等感のすぐ横に、人を見下したりうらやましがったりする、いじめにつながりやすい感情が存在します。

すべての教職員が、下記の認識のもとで、こうしたいじめにつながる感情に気づかせ、こうして起こるいじめを一つ一つ丁寧に確実に迅速に克服していく姿勢で臨みます。

① 「いじめは、絶対に許さない」

- ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

- ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

- ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対して個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 教職員の約束

岩小学校は、「いじめをしない、させない、ゆるさない学級・学校」をめざし児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもっていじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を行います。

① いじめの見落としをなくします

法が定義するいじめを積極的に認知し、いじめの見落としをなくします。いじめの中には、軽い言葉で相手を傷つけてしまったり、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったりするものもありますが、これらもいじめとして正しく認知とと

もに推進会議にて情報共有します。

② 自分がされて嫌なことを人に言ったりやったりしません。相手のことを思います。(岩小いじめゼロ宣言)

学級や学校生活において互いのよさを見付け、お互いを尊重し合い、仲よくしたり信頼し合ったりして生活することのできるよりよい人間関係の形成はいじめの未然防止となります。そこで、願う姿を「思いやりのある子」とし、「自分がされて嫌なことを人に言ったりやったりしない」生き方について指導します。

岩小学校の教職員は、4つの約束をします。そして、どんなことがあっても、いじめられた側の子の立場に立って指導します。

かけがえのない大切な一人ひとり～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- ① どの子も全力で応援します。→誰も一人ぼっちにさせません。
- ② いつでもどんな相談も聞きます。
→どんなことも受け止めます。
- ③ 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導します。
→いじめはみんなで必ず止めます。
- ④ 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かいます。
→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がり

学校としての構え

上記の約束に基づいて、学校は危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題に対処し、児童を守ります。具体的には、

- ① いじめの情報が入ったら、その対応を最優先し、すぐに指導に入ります。
- ② 校長の指示のもと、教職員が、関わった子どもたち一人一人から事情を聞き、事実を確認します。
- ③ 聞き取ったことの相違点・共通点を確認し、事実をもとにその日のうちに謝罪・和解等解決の場をもちます。
- ④ その場で、「明日からどうするのか」を明らかにしておきます。
- ⑤ 学級あるいは学年集会で、いじめにつながる意識を断ち切り、一人一人に自分の心を見つめさせ、「いじめは絶対許さない」という厳しい姿勢を示します。

(7) 保護者の責務など

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切です。しながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護します。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力するように努めます。

2 いじめの未然防止のための取組

(自己肯定感や自己有用感を高める取組)

いじめを防止するには、一人一人の自己肯定感や自己有用感・自尊感情を高め、互いを認め合え

る風土を醸成していくことが大切であると考えます。そのために、次のことに取り組みます。

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・問題行動等に立ち向かう教職員の姿（全職員が最前線に対応）、全職員が共通理解・行動（組織的対応「約束ルールに関わって誰もが同じことを言う」）、いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー・「4つの約束」・「いじめとは」）、望ましい人間関係を築く取組（ピアサポート、SEL）、認め・価値付け（朝の会・帰りの会の充実）、お互いのよさを認め合う視点を広げる指導（教師主導のよいこと見つけ、ほめほめシャワー）、児童の声に耳を傾ける体制づくり（日記、各種アンケートの「ダブルチェック」、「子どもの話を聞く会」）、ここタン等
- ・学習規律の徹底
- ・仲間と考えを伝え合い、深め合う場のある授業
- ・地域の特色や地域の教育力をいかした豊かな体験活動の充実
- ・話し合い活動、学級会活動、全校道德の充実
- ・縦割り活動等、児童会活動を中心に異年齢集団での活動の工夫

(2) 生命や人権を大切にする指導

- ・人権学習・道德教育の推進・仲間のよさに目を向ける取組
道德科では、よりよい人間関係の形成に関わる教材を活用して、自己の生き方を見つめ、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。（道德的な実践を行うために必要な内面的資質を養う）
学級活動では、よりよい人間関係の形成について、学級における人間関係に係る現実の問題をどのように解決するかを話し合い、集団として取り組むべき解決策を合意形成したり、自分が行うことを意思決定したりします。（道德的な実践そのものを行う）
- ・教職員の人権感覚を高めるブロック人権研修、校内研修
- ・生命の尊厳への教育（自殺予防、性に関する教育等）
- ・いじめ未然防止等に関わる児童主体の取組や活動（いじめを見逃さない日・いじめを考える日の取組、いじめ防止強化週間等）

(3) 全ての教育活動を通した指導

- ・マイプラン学習の充実
- ・係、当番、委員会活動、清掃活動等の見届けや賞賛

(4) あったかい言葉かけ運動の取組

- ・「あったかい言葉かけ県民運動」への参加を通して、よりよい人間関係の形成を図ります。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラル教育についての取組（学校職員、警察、専門家の外部講師等による研修）
- ・保護者や地域の方を対象とした研修、学校・家庭との連携（保護者への積極的な情報提供）

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・傍観者にならないための対応（SOSの出し方教育、情報提供アンケート）

- ・いじめ発生時対応演習（ロールプレイング）お互いに仲間の表情に気付ける目（ハートコンタクト）

（２）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・「楽しい学校生活をおくるためのアンケート（情報収集・いじめにかかわる項目を含む）」（学校記入・家庭記入・・・スマート連絡帳での周知）を定期的に行い、複数の職員、いじめ対策監、校長で確認し児童の変化を把握し、早期発見・解決に努めます。
- ・担任は20分休みには児童とともに遊び、学級全体の様子や個々の児童の様子をつかみます。
- ・日記や保護者からの連絡により、早期発見に努めます。
- ・ICTを活用した児童の健康サポート「ここタン」を活用して児童の様子や変化をつかみ、早期発見・解決に努めます。

（３）いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

- ・いじめ対策監による見守り（校内巡視）を随時行います。
- ・校内組織（フロー図）を生かし、迅速かつ適切に情報を共有し対策を検討し、対応します。
- ・スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応をします。

（４）教育相談の充実

- ・アンケートやここタンをもとに受容的・共感的な態度で児童との懇談を行い、実態把握をして児童に寄り添って理解します。話しやすい雰囲気をつくり、親身に相談にのります。
- ・日常的に児童との対話を大切にして日頃から信頼関係を築き深め、不安や悩みを抱える児童に働きかける予防的な教育相談に努めます。
- ・担任だけでなく、いじめ対策監、スクールカウンセラー、ほほえみ相談員等だれにでも相談できる環境づくりに努めます。

（５）教職員の研修の充実

- ・いじめ防止に関する職員研修を計画的に実施します。学校いじめ基本方針の理解、組織的対応の徹底（複数判断、情報共有）、事例研修（解消事案をもとにした研修、進行形の事案による研修）、主観的理解と客観的事実を区別した事実確認等。
- ・毎週の職員打ち合わせに生徒指導交流を位置付け、情報を共有し未然防止・早期発見に努めます。

（６）保護者・地域との連携

- ・日頃より保護者には積極的に児童のよさを伝えるとともに、保護者からの相談にのり家庭と学校が協力して児童の問題に取り組むようにします。（被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届け）
- ・保護者、地域住民に積極的な情報提供依頼（学校運営協議会、PTA役員会等）を、お願いします。
- ・いじめ事案発生時には関係する児童の保護者へ確実に情報提供（いじめの疑い段階での確実な連絡）を行います。管理職による情報提供の履行の見届けを行います。

（７）関係機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

- ・教育委員会への報告（直ちに）、関係機関との情報共有や支援・指導の際の連携（警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー、病院等）を大切にします。
- ・各種相談窓口を紹介します。
- ・インターネットの誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにし、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たります。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

いじめ防止等に組織的に対応するため、法：第22条、条例第10条の規定を踏まえいじめ防止等対策推進会議を設置し、基本方針に基づく取組の実施、いじめの早期発見のための情報の収集と共有、啓発活動等を行います。そのメンバーは次のようです。

学校職員：校長、教頭、(主任いじめ対策監)、いじめ対策監、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、養護教諭、ほほえみ相談員等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、民生委員・児童委員、主任児童委員等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「岩小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	- 職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） *校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施 - 入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 - 教職員による「よいこと見つけ」（児童への視点の提示） - 学校だより、ホームページによる「方針」等の発信 - 学校運営協議会等で「方針」説明	「方針」の確認 毎月3日「いじめを見逃さないの日」啓発活動 ・授業参観・学級懇談
5月	「全校道徳①」の実施 「楽しい学校生活を送るためアンケート①」（学校）とふれあい週間（教育相談）の実施 - アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導などの見届け - P.T.A総会で「方針」等の説明 - 児童会主体による「よいこと見つけ」（継続実施） - スクールカウンセラーによるS.O.S出し方教育（高学年）	児童会「なかよしグループ（縦割り）開き」 「教育相談アンケート」は、「情報提供アンケート」も含む
6月	「いじめ防止強化週間」の実施（6月24日～7月3日） 「いじめについて考える集会」に向けた取組	
7月	「いじめについて考える日」7月3日 全校道徳② 他 「楽しい学校生活を送るためのアンケート②」（学校）の実施	いじめ防止強化週間・ 「いじめ」について考える日

	・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導などの見届け ・「校内いじめ防止対策推進会議」の実施（前期振り返り）	第1回県いじめ調査 ・授業参観・学級懇談
8月	・教員研修 ・学校人権教育研修会	
9月	・スクールカウンセラーによるSOSの出し方研修（低学年）	・個人懇談①
10月	・「楽しい学校生活を送るためのアンケート③」（学校）の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導などの見届け ・全校道徳の実施	
11月	・「いじめ防止月間」の取組（児童主体の取組等） ・「学校運営協議会」の実施（「学校いじめ防止等対策推進会議」） ・児童向けネットいじめ研修（高学年） ・「ひびきあいの日」ハートフル人権ライブの実施、全校道徳③「感想交流」	
12月	・いじめについて考える集会（ひびきあい集会）「えがお宣言」中間発表 ・「楽しい学校生活を送るためのアンケート④」（家庭） ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導などの見届け	第2回県いじめ調査 ・授業参観・懇談会
1月	・命の教育、二分の一成人式 ・次年度の取組計画	
2月	・全校道徳の実施④ ・「楽しい学校生活を送るためのアンケート⑤」（学校）の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導などの見届け ・学校運営協議会の実施（「学校いじめ防止対策推進会議」） ・児童会の取組のまとめ	・授業参観・学級懇談
3月	・「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査 問題行動調査（文科省） ・個人懇談②

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

校長の指導のもと、最優先課題として初期の対応を図るとともに、「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくります。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監にいじめ報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行います。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応します。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残します。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たります。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導します。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を自己の生き方とつなげ、見つめなおす指導に努めます。
- ・いじめを受けた児童に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど十分配慮した継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行います。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、

周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行います。

【大まかな対応順序】別紙フロー図参照

(2)「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて）

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応をします。

〔主な対応〕

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するために、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするために調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価します。

- 1 いじめの未然防止の取組に関すること
- 2 いじめの早期発見の取組に関すること
- 3 いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とします。

（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改定参照）

（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和年8月改定参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残します。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底します。